

中間到達度確認試験 (その1)

2022年10月28日

松岡 久和

次の事例を読んで下記の問いに答えなさい。

- 01 2020年4月15日、藤堂宏明^{とうどうひろあき} (17歳、以下Y) は、兄貴明^{たかあき} (25歳、以下Z) になりすまし、二人の父Aの代理人と称して、不動産販売会社Bから、北海道の甲土地を200万円で購入する契約 (以下、「本件契約」という) を結び、100万円をその日にBに支払った。この契約では、1か月後の5月15日までにAへの移転登記完了を証する登記事項証明書の交付と引換えに、AがBに残代金の100万円を支払うこととなっていた。
- 02 Yがこの契約を結んだのは、父Aに自分の投資判断能力を実証して見せて、Aの事業を嗣ぐ能力があるのはZではなく自分であると示したためであった。Yは、授業料支払のためにAから受け取っていた100万円を4月18日の代金の一部の支払に充てた。YがAの代理人と称したのは、若いYやZの名前ではBに信用してもらえないと考えたからであった。また、YがZになりすましたのは、Zがゲーム開発を手がける事業を行っていた傍らAの事業を手伝っており、Aの代理人として委任状や印鑑を預かっていたことから、Yがそれらを持ち出すのが容易だったこと、および、兄弟の顔がそっくりなので、Zの免許証を使えば自分がZだと容易に信じさせることができると考えたことからであった。Yは、それまでもZの名を勝手に使った株式投資等を行ったことがあり、残代金の100万円もそうした投資で支払期日までに得られる利益によって十分まかなえろと考えていた。
- 03 同年5月6日、Aが急逝した。遺言は残されていなかった。Aは妻とは10年以上前に離婚しており、子どもとしてYおよびZのほかにC (28歳) がいた。Cは、2018年に結婚したおりにAから多大な援助を受けていたことを理由に、Aの遺産は弟たちで分ければよい、として弁護士を通じて、相続を放棄した。YおよびZはとくに何の行動もとらなかった。
- 04 同じ頃、Bの土地売買について、ほとんど価値のない土地を高く売りつける著しく不当な原野商法であるとの批判が広がり、Bの事業は停止に追い込まれた。BからYにもZにも残代金100万円の請求がされることはなかった。また、YもAの急逝に動転して売買契約の件を忘れていた。
- 05 Aの遺産は、Cの依頼した弁護士に手続を任せて、YとZで半分に分けられた。
- 06 同年末、Bについて破産宣告がされ、Xが破産管財人となったが、事業停止後に、Bの経営者や従業員らによってBの取引関係書類が隠匿または廃棄されていたため、本件契約は、Xには知られなかった。
- 07 2023年6月1日、別件の詐欺容疑で家宅捜索を受けたBの元従業員の自宅から、当時の取引関係書類の一部が発見され、同年末までにはXは、本件契約の契約書等を入手した。この時点で、甲はBの所有名義となっていたが、破産手続においても売却は困難であった。

- 08 2024年1月31日、Xは、YおよびZをAの相続人であるとして、それぞれに対して書面を送付し、残代金100万円およびそれに契約で約定された遅延損害金年利12%を加えた額の2分の1を請求した。
- 09 翌2月1日、ZがYから本件契約にかかわる事情を打ち明けられて激怒し、Xに対して履行を拒絶する旨の意思を電話で伝えたところ、Xは、Zを亡Aの無権代理人だと判断し、履行を拒絶するなら無権代理人としての責任をとってもらいたい旨を申し向けた。
- 10 現在時点は2024年3月1日である。Xは訴え提起を考えている。

問 Xは、YおよびZに対して、どのような請求をすればよいか。YおよびZは、それに対してどういう反論をすることができるか。

*この問題は2019年の民法展開演習の中間到達度検証試験（当時の呼称）の問題をベースに、その一部を改変したものであり、人物設定は、よしながふみ『1限目はやる気の民法(1)(2)』の藤堂兄弟をモデルにしています。